

資料編

I 審議会及び市議会における審議経過	76
II 市民参加事業	82
1 市民アンケート、道外アンケート	84
2 将来の札幌を考える市民会議	86
3 さっぽろ1000人ワールドカフェ	90
4 みんなでつくる「さっぽろ未来カフェ」プロジェクト	92
5 テーマ別ワークショップ	94
6 まち「つながる」ワークショップ	96
7 さっぽろ未来カフェin 東京	98
8 国際都市さっぽろワールドカフェ	99
9 こどものまち「ミニさっぽろ2011」	100
10 国際交流ワールドカフェ	101
11 子ども議会	102
12 「児童会館・ミニ児童会館」における子どもの意見聴取	104
13 市民参加事業で出された意見と まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>の対応状況	106
III パブリックコメント手続	116
1 意見募集実施の概要	116
2 パブリックコメント（大人の意見）の内訳	116
3 キッズコメント（子どもの意見）の内訳	117
4 意見に基づく当初案からの変更点	118

I 審議会及び市議会における審議経過

札幌市は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会条例」に基づき、戦略ビジョンの策定に当たり、福祉、経済、都市計画などの各分野に精通した学識経験者、公募委員等で構成する審議会を設置し、札幌市長の諮問の下、専門的な見地から検討を行いました。

また、重点戦略等の具体的な検討に当たっては、よりコンパクトな体制で議論を深めるため、審議会内に「地域・コミュニティ」、「経済・雇用」、「都市構造」の3つの専門部会を設けました。

また、札幌市議会においても、総務委員会を中心に審議を行いました。

開催日	審議項目等		
	審議会	専門部会	札幌市議会
平成 23. 5.26			総務委員会 ○戦略ビジョン策定方針
6.30			平成23年第2回定例会 ○「札幌市長期総合計画審議会条例」を「札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会条例」に改正
7.27			総務委員会 ○市民参加の取組状況 ○テーマ別ワークショップと市民評価との連携
8. 8	第1回審議会 ○戦略ビジョンの策定について市長から諮問 ○策定方針 ○社会経済情勢と札幌市の課題認識		
9.13	第2回審議会 ○戦略ビジョンの構成 ○まちづくりの基本目標		
11.30	第3回審議会 ○市民会議等での検討結果 ○まちづくりの基本目標、基本的視点 ○目指すべき都市像 ○専門部会の設置		
平成 24. 1.19		第1回都市構造部会 ○札幌市の都市づくりの理念・原則と基本目標の関係 ○「第7章 都市空間」の役割と必要な視点 ○戦略ビジョンと都市計画マスタープランの役割分担	

開催日	審議項目等		
	審議会	専門部会	札幌市議会
1.23	第4回審議会 ○まちづくりの基本目標、基本的視点 ○重点戦略 ○目指すべき都市像		
3.7		第1回経済・雇用部会 ○重点戦略	
3.12		第2回都市構造部会 ○重点戦略 ○将来の都市空間像	
3.14		第1回地域・コミュニティ部会 ○重点戦略	
4.16		第3回都市構造部会 ○重点戦略 ○「第7章 都市空間」の構成案	
4.24		三部会長会議 ○重点戦略	
4.26		第2回経済・雇用部会 ○札幌商工会議所からの意見聴取 ○重点戦略	
4.27		第2回地域・コミュニティ部会 ○重点戦略	
7.17		第4回都市構造部会 ○戦略ビジョンの構成 ○重点戦略（案） ○「第7章 都市空間」	
7.27		第3回地域・コミュニティ部会 ○重点戦略（案）	
7.30		第3回経済・雇用部会 ○重点戦略（案）	

開催日	審議項目等		
	審議会	専門部会	札幌市議会
8.10			総務委員会 ○策定状況の中間報告
9.27		第5回都市構造部会 ○重点戦略（案） ○「第7章 都市空間」	
10.4		三部会長会議 ○目指すべき都市像	
10.9	第5回審議会 ○戦略ビジョン<ビジョン編>（骨子版） ○目指すべき都市像の設定		
10.22			総務委員会 ○策定状況の中間報告
10.29	第6回審議会 ○戦略ビジョン<ビジョン編>の策定に関する答申書原案について最終審議し、決定		
11.9	○戦略ビジョン<ビジョン編>の策定に関する答申		
11.29			総務委員会 ○審議会からの戦略ビジョン<ビジョン編>答申案 ○パブリックコメントの実施
12.13			平成24年第4回定例会 本会議 ○「札幌市議会の議決すべき事件に関する条例」の改正 「総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市政全般にわたる政策の基本的な方向性を定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止」を議決すべき事件とした。

開催日	審議項目等		
	審議会	専門部会	札幌市議会
平成 25. 1.25			総務委員会 ○パブリックコメントの実施結果 ○当初案からの変更点
2.22			平成25年第1回定例会 総務委員会 ○議案第38号「札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）策定の件」
2.26			平成25年第1回定例会 本会議 ○戦略ビジョン<ビジョン編>を議決



○札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会

(五十音順、敬称略、平成24年11月9日<ビジョン編>答申日現在)

氏 名		所 属 等	所属部会 ◎は部会長
会 長	内田 和男	北海道武蔵女子短期大学学長	◎経済・雇用
副会長	小林 英嗣	(社)都市・地域共創研究所代表理事	◎都市構造
委 員	浅香 博文	(社)札幌市身体障害者福祉協会会長	地域・コミュニティ
委 員	五十嵐智嘉子	(社)北海道総合研究調査会理事長	地域・コミュニティ
委 員	池田 光司	池田食品(株)代表取締役	経済・雇用
委 員	石森 秀三	北海道大学観光学高等研究センター センター長・教授	経済・雇用
委 員	梶井 祥子	札幌大谷大学社会学部地域社会学科教授	地域・コミュニティ
委 員	金子 勇	北海道大学大学院文学研究科教授	地域・コミュニティ
委 員	川崎 阿久里	(株)世界文化社第5編集本部企画部参与	経済・雇用
委 員	志済 聡子	日本アイ・ビー・エム(株)執行役員	都市構造
委 員	杉岡 直人	北星学園大学社会福祉学部教授	◎地域・コミュニティ
委 員	高木 晴光	NPO法人ねおす理事長	地域・コミュニティ
委 員	田村 亨	北海道大学大学院工学研究院教授	都市構造
委 員	為定 明雄	日本経済新聞社教育事業本部長	経済・雇用
委 員	近久 武美	北海道大学大学院工学研究院教授	都市構造
委 員	中嶋 圭	公募委員	経済・雇用
委 員	服部 彰治	札幌大通まちづくり(株)取締役統括部長	地域・コミュニティ
委 員	早川 涉	映画監督	経済・雇用
委 員	福士 昭夫	石山地区町内会連合会会長	地域・コミュニティ
委 員	星野 朱音	公募委員	地域・コミュニティ
委 員	丸山 博子	丸山環境教育事務所代表	都市構造

○札幌市総合企画調査専門委員

氏 名	所 属 等	所属部会
木下 武徳	北星学園大学社会福祉学部准教授	地域・コミュニティ
中島 岳志	北海道大学公共政策大学院准教授	地域・コミュニティ
平本 健太	北海道大学大学院経済学研究科教授	経済・雇用
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科准教授	都市構造
山田 良	札幌市立大学デザイン学部講師	経済・雇用

○札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会条例

昭和44年6月28日条例第30号
(最終改正) 平成23年6月30日条例第10号

(設置目的)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の長期的なまちづくりの指針である札幌市まちづくり戦略ビジョンについて調査審議するため、札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、諮問された事項に係る調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第5条 審議会はその定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長政策室において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第45号)

1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。〔以下ただし書省略〕

2～6 省略

附 則 (昭和49年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第39号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～4 省略

附 則 (平成12年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。〔以下ただし書省略〕

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の札幌市長期総合計画審議会条例の規定による審議会の委員である者の任期は、第2条の規定による改正後の札幌市長期総合計画審議会条例第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3、4 省略

附 則 (平成17年条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第12号抄)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第10号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。